

確定申告受付日程表

月日（曜日）	会 場
2月9日(水)	茂草町内会館
2月10日(木)	ふれあい交流センター
2月14日(月)	清部生活改善センター
2月15日(火)	大磯町内会館
2月16日(水)	パートナーシップランド
2月17日(木)	
2月18日(金)	漁民センター
2月21日(月)	館浜体験交流センター
2月22日(火)	交流の里づくり館
2月25日(金)	白神寿の家
2月28日(月)	小島地区基幹集落センター
3月1日(火)	大沢老人憩の家
3月2日(水)	札前生活改善センター
3月3日(木)	朝日寿の家
3月4日(金)	静浦町内会館
3月7日(月)	月島福祉の家
3月8日(火)	パートナーシップランド
3月9日(水)	小島地区基幹集落センター
3月10日(木)	町民総合センター（2階 講義室）
3月11日(金)	
3月13日(日)	

申告受付期間
2月9日(水)～
3月13日(日)
 受付時間
10:00～15:00

確定申告のお知らせ

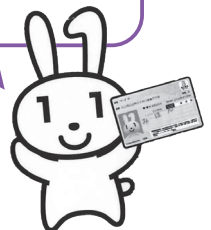
令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と令和4年度の町道民税の申告の受付を行います。
 申告は、住民税を算出するうえでの基礎となるだけではなく、医療保険や介護保険などの公的サービスを受ける際の基準になりますので忘れずに申告しましょう。
 また、住所に関係なく、どこの会場でも申告することができます。

申告に関するお問い合わせ先
 ●函館税務署 個人課税第一部門
 ☎0138-31-3741
 ●役場 税務課
 ☎42-2622

新型コロナウイルス感染症対策として

- ・来場時には必ずマスクを付けてください。
- ・熱のある方や体調の悪い方は、体調が回復してから申告をしてください。
- ・来場者が多い場合は、3密を避けるため、入場制限を行う場合があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより、日程を変更する場合があります。その際は防災行政無線でお知らせします。

受付会場でマイナンバーカードの申請とマイナポイントの手続きもできるよ！



申告に必要なもの

忘れずに持参してください。

- 口座番号がわかるもの
- 令和3年中の収入がわかる伝票、源泉徴収票、領収書、賃金精算書、収支決算の帳簿など
- マイナンバーカード、通知カードなどマイナンバーが確認できるもの（申告者本人と扶養親族全員分）
- 運転免許証、保険証など本人確認ができるもの
- 医療費控除のある方は、あらかじめ控除明細書（役場または各支所に設置）を記載しておいてください。
- 社会保険料などの支払額が確認できるもの（領収書、国民年金保険料控除証明書など）
- 生命保険料や地震保険料払込証明書、寄付金の受領書など
- 税務署から確定申告に関する書類が送付された方は、必ず持参してください。

申告をしない場合

▼申告により、該当する各種控除（事業専従者控除、扶養控除、社会保険料控除など）が受けられますが、申告をしない場合はこれらの控除は受けられません。

▼国民健康保険加入者が申告を行わない場合、税額の軽減も受けられません。

※「不申告等に関する過料」を課せられる場合がありますので、ご注意ください。

申告の必要がない方

▼令和3年中の所得が給与だけの方で、他に収入がなく年末調整をしている方

▼年金収入のみで、年金から所得税が源泉徴収されていない方

風力や太陽光の発電事業者に、土地を売却または賃貸している方

土地を売却した場合は譲渡所得が、賃貸した場合は不動産所得が生じます。

次のものを持参して税務署または役場税務課へご相談ください。

- ▼事業者との契約書
- ▼土地売却代金や賃借料の受領がわかるもの（通帳など）
- ▼土地費用（購入費用や測量）がわかるもの

新型コロナウイルス感染症に係る支援金などを受け取っている事業者の方

国や道の支援金、休業補償などを受け取っている事業者の方も、申告をする必要があります。

次のものを持参して申告をしてください。

- ▼事業の経費がわかるもの（領収書、帳簿など）
- ▼支援金額がわかるもの（支給決定通知など）

※ない場合は通帳も可

記帳・帳簿書類の保存を

個人で、事業や不動産貸付などを行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方

記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や必要経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・その他の相手方の名称・金額・日々の売上・仕入・必要経費の金額など

帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿の他に、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類も保存しなければなりません。

ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続のパソコンがあれば、税務署に出かけることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 国税還付金の受け取りがスピーディ
- ④ 24時間利用可能

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



e-TAX 検索